

随意契約理由書

1 案件名称

人権啓発推進事業「第 41 回なにわ人権展」事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会 理事長 大垣 純一

3 随意契約理由

人権展は、1983 年の大浪橋差別落書き事件を契機として、区民・行政が一体となって人権問題に取り組んできた歴史的経過を踏まえ、浪速・西・港・大正の 4 区の人権啓発推進協議会が 1994 年に採択した「あらゆる差別の早期撤廃と人権尊重のまちづくりをめざす区民宣言」の一層の周知を図るため、浪速・西・港・大正区の 4 区共同で開催してきた。しかし、いまだに特定の民族や国籍の人々を排斥する内容や同和問題をはじめとする差別落書きが相次いでおり、不当な差別などの人権侵害が存在している現状がある。また近年では、こどもに対する虐待、いじめ、体罰など痛ましい事件が後を絶たず、こどもに関する人権侵害が大きな社会問題となっている。さらに、インターネット上での人権侵害、性的少数者（LGBT）に対する人権侵害、新型コロナウイルスをはじめとした感染症等における人権問題も顕在化するといった現状がある。

こうした状況の中、様々な人権課題についての正しい認識をさらに深めるとともに、あらゆる差別の解消に向けた人権啓発を効果的に進めるための取り組みとして、人権展を実施する。

本業務には、創造性、企画力、経験、ノウハウ等の非定形的かつ高度な技術が要求されるため、競争入札に適しないことから、学識経験者等を選定委員とする公募型プロポーザル方式を採用する。公募型プロポーザル方式の採用により、行政にはない専門性・実用性・運用性・即効性のある事業提案を得ることが期待される。

令和 7 年 7 月 31 日に開催した外部有識者 3 名による審査の結果、一般財団法人大阪市コミュニティ協会が契約相手方として選定されたことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

浪速区役所 市民協働課（教育・学習支援）

電話番号：06－6647－9743